

1. 基本方針

働き方改革に伴い、法的根拠に基づく規則や規程の改正、書類等の整備を行うと共に、新着情報を収集し現書類等の見直しと点検を行ってきた。

また、人材確保に係る補助金等を活用し人員整備に取り組んできた。

2. 具体的な内容

① 就業規則等の見直しと点検

- 働き方改革に伴い、各法に基づき、就業規則・臨時雇用職員管理規則・給与規則の一部改正を行う等、書類整備に努めてきた。

② 後方支援の役目を担う

- ①の規則改正に伴い、全職員に対し従来通り説明会を開き同意を得ると共に、個別にも対応する等、後方サポートも行ってきた。

③ 財源の維持確保

- 適切な予算収支の執行

収入については特定処遇改善加算を取得し、支出については無駄を省き適切な支出に心掛けてきた。

④ 人材確保

- 昨年に引き続き広報と呼掛けを実施。

求人登録や求人説明会は勿論のこと、専門学校訪問等を含め人材確保に努めてきた。また、福島県被災地介護施設再開等支援事業補助金を活用し、応援職員を約1年間受入。

3. その他

必要時に必要な内容を伝達できるよう、適宜の事務所内での勉強会を実施。

(働き方改革について、担当する各種マニュアルの点検等)